



医療過誤原告の会が開いたシンポ=2022年12月

### 医療過誤原告の会が 制度施行時に発表した 声明にある要望（別項①）

- ① 遺族等が医療事故について調査を相談する第三者の窓口を設けること
- ② 事故調査にあたって、遺族や当事者の間で事実確認と情報共有をはかること
- ③ 事故調査は、透明性をはかるため、利益相反がない第三者を複数参加させること
- ④ 事故報告書を遺族に丁寧に説明し、交付すること
- ⑤ 再発防止を義務付け、再発防止実施状況を点検できること
- ⑥ 調査の質に病院間格差、地域格差がおきないよう均一化を図ること

#### 自由記載欄への回答（別項②）

- 医療機関について 「死亡後の説明もなく、カルテも改ざんされている」「亡くなった後に病院に説明を求めたが、出てきたのが病院の弁護士だった」
- 事故発生直後 「相談先が分からぬ」「病院の誰と話せばいいのか分からない」「カルテ開示の方法、それにかかる金額が分からない」
- 被害者に不利 「膨大な時間を費やすざるを得ない」「金銭的負担を負う」「立証のハードルが高すぎる」
- 終わった後 「いつまでも悲しみが癒えない」「事故のことを何度も思い出さなければならなくて辛い」「終結後に疲れが出て落ち込んでしまい、なかなか立ち直れない」

この制度は、発足当初から多くの問題点が指摘されていました（別項①）。施行から7年が経過した昨年、医療事故の被害者・家族らでつくる医療過誤原告の会（宮脇正和会長）がアンケート調査を行い、同12月に開いたシンポジウムで結果を公表しました。

調査の対象は、制度発足時から22年10月末までに、医療事故で家族を亡くした同会会員194家族。うち56家族が回答しました。

アンケート結果を報告した同会幹事の山口さんも、7年前に医療事故で、家族の悲しみと苦難、制度の問題点が浮き彫りになりました。

「最初に相談したところは」の問い合わせは、「最初に相談したところは、『まだ調査中』『医療機関への質問状の回答待ち』『カルテ開示請求中』など、医療機関に説明を求めている最中の家族が多い」と山口さん。

「最初に相談したところは、『まだ調査中』『医療機関への質問状の回答待ち』『カルテ開示請求中』など、医療機関に説明を求めている最中の家族が多い」と山口さん。

もし、家族が病院で手術中に亡くなったら、そして病院の説明に納得がいかなかつたら、あなたはきちんと対応できますか。そんな時のためにあるのが、医療事故調査制度です。原因究明と再発防止、医療の質・安全の向上を目的に、2015年10月1日に施行されました。（青野圭）

（青野圭）

### 「医療過誤原告の会」アンケートとシンポ

**医療事故調査制度** 医療死亡事故が起きた時、当該医療機関の管理者が「予期しなかつた」と判断したら、遺族と第三者機関・日本医療安全調査機構（医療事故調査・支援センター）に報告して院内調査を実施。調査結果を遺族とセンターに報告。遺族が当該医療機関が調査を依頼すると、センター調査を行います。

## 医療事故調査制度

施行7年

## 問題点は

夫を「くし」、この制度を活用した当事者です。夫のセンター調査報告書を

### 「制度未周知」

事故前にこの制度を知っていたかの問い合わせには、「まだ調査していない」「調査していない」と答えたが、「知らないかった」と答えていました。

75%が答える

古屋大学や三重大学のように制度活用が進む病院

医療機関への質問状の回答待ち

医療過誤原告の会・宮脇さん

医療機関に説明を

求めている最中の家族が

多いことが分かりました。

「遺族が原因を理解

するまで、説明すること

です。

会場参加者は不動産取引では必ず重要事項説明書があり、説明項目も決まってています。病院にも

同様のルールを。イギリスでは、患者に制度を説明する「パルス」という

職員が、すべての病院に配置されています。

当該医療機関が最多で92件でした。（別項②）シンポでは遺族や医師、弁護士、ジャーナリストらが交流しました。患者の視点で医療安全を考える連絡協議会（患医連）代表の永井裕之さんは、「ここでしっかり説明してくださっていれば、遺族のみなさんが右往左往することもなかったのではないか」と話していました。

「ここにあります」と山口さん